

2022年度 事業報告書

2022年4月 1日から

2023年3月31日まで

学校法人 大阪鶴見学院

1. 法人の概要

名称 学校法人 大阪鶴見学院(昭和55年5月29日法人設立)

代表者 理事長 佐々木 富美代

住所 大阪市鶴見区鶴見4丁目9番17号

電話 06-6931-3368

FAX 06-6932-8800

設置する学校

住所 大阪市鶴見区鶴見4丁目9番17号

名称 鶴見幼稚園

役員

理事 6名

監事 2名

評議員 13名

理事会 3回開催

評議員会 3回開催

職員 28名

2. 事業概要

(鶴見幼稚園)

《教育方針》

基本的な生活習慣を身につけることを目標とし、たくましい心身や思いやりの心を育て、よく考えて行動できる子どもの育成をします

《教育内容》

異年齢児交流や自然観察の機会も多くとり入れ、のびのびと「自主、協力、創造」する力を培う保育を展開しています。3歳児は、きめ細やかな保育を行うためサポートの先生が入ります。

	3歳児(満3歳児)		4歳児		5歳児		クラス数計	園児数計
	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数		
定員	4	140	4	140	4	140	12	420
2020年度	4	89	3	84	3	92	10	265
2021年度	4	83	3	90	3	82	10	255
2022年度	4	62	3	81	3	85	10	228

《保育時間》

- ・月曜日から金曜日(土曜休園)午前9時～午後2時
- ・早朝預かり保育:午前7時30分～午前9時
- ・通常預かり保育:午後2時～午後5時
- ・延長預かり保育:午後5時～午後6時30分

《納付金》

保育料	給食費	教育環境 充 実費	バス協力費 (利用者のみ)
—	5,000	4,900	3,500

- ・保育料は、毎月 25,700 円が無償です。
- ・PTA 会費は兄弟就園は1名分控除します。
- ・週5回の「完全米飯給食」です。特定食品にアレルギーがあるお子さまは、ご相談ください。
- ・制服(約 30,000 円程度)保育用品(16,000 円程度)は 12 月中旬販売予定です。

《入園時の費用》

入園料 50,000円

検定費 5,000円

《預り保育内容》

- ・夏期(8月10日～20日を除きます)約25日間、冬期約5日間、春期約10日間の約計40日程度あります。
- ・早朝預かり保育:午前7時30分～午前9時
- ・通常預かり保育:午前9時～午後4時30分
- ・延長預かり保育:午後4時30分～午後6時30分

《行事実施状況》

親子遠足、玉ねぎ採り、じゃがいも掘り、参観、プール、七夕まつり、デイキャンプ、運動会、さつまいも掘り、製作展、音楽鑑賞会、観劇会、みかん狩り、クリスマス会、豆まき、雪あそび、発表会、おわかれ遠足、さよならパーティー、誕生会、懇談会

《施設関係》

園地面積 2065㎡ 運動場面積 1539㎡

アンビシャスホーム借地権

《設備関係》

平均台アスレチックブロックセット、AED、コーナーあそびセット他

《事業報告》

わが国は、結婚しなければ出産しにくい社会であるが、新型コロナウイルスの影響による婚姻率(人口千人当たり件数、2015年～19年の平均4.9から、20年4.3、21年4.1)の低下、既婚女性の出産控え、加えて未婚女性の希望子ども数が2人から1.58人を下回る状況となり、2022年の出生数は、79万9千人(日本人の確報ベースでえは77万人)と超少子化が進んでいる。岸田総理大臣は、出生率を反転させるため、従来とは次元の異なる少子化対策の実現を表明し、4月には子ども家庭庁をスタートさせ、「こども未来戦略会議」を開催し、6月の骨太方針までに将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示す決意を改めて表明した。

一方、教職員採用も厳しい状況が続いており、府内の養成校においては、募集定員を大幅に割り込み、採用不安の解消には程遠い状況である。

また、第211回国会においては、私立学校法の改正が可決され、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、評議員・評議員会の権限強化の見直しを中心に寄

付行為の全面改訂の手続きが予定されている。

自己評価については、確実に実施し公表しているが、その自己評価の内容を学校関係者評価委員会で十分検討して頂き、別紙のとおり纏め公表に努めた。

財務面では、事業活動収支計算書より、教育活動収入計が 209,056 千円(前年度 229,314 千円)、教育活動支出計 217,601 千円(前年度 216,313 千円)、教育活動収支差額▲8,545 千円(前年度 13,001 千円)、経常収支差額比率▲3.68%(前年度 6.02%)の経営状況になった。

また、人件費比率(人件費/教育活動収入計+教育活動外収入計)は、68.23%(前年度 59.29%)となり、前年度より上昇した。翌年度繰越支払資金は、当年度の保持すべき資金(第4号基本金)の額を相当上回る額の支払資金を保持できているので、資金繰りは問題ない。

3. 財務状況

別紙参照

4. 財務状況

学校法人 大阪鶴見学院

科目	2022年度
学生生徒等納付金収入	95,355,096
手数料収入	465,000
寄付金収入	0
補助金収入	72,111,000
資産売却収入	222,040
付随事業・収益事業収入	32,106,760
受取利息・配当金収入	812,203
雑収入	9,018,373
借入金等収入	0
前受金収入	9,392,080
その他の収入	42,435,633
資金収入調整勘定	△ 14,813,247
前年度繰越支払資金	107,715,957
収入の部合計	354,820,895
人件費支出	143,196,157
教育研究経費支出	24,116,819
管理経費支出	31,314,759
借入金等利息支出	0
借入金等返済支出	0
施設関係支出	0
設備関係支出	9,718,439
資産運用支出	10,000,000
その他の支出	31,473,822
資金支出調整勘定	△ 10,800,338
次年度繰越支払資金	115,801,237
支出の部合計	354,820,895

科目	2022年度
学生生徒等納付金	95,355,096
手数料	465,000
寄付金	0
経常費等補助金	72,111,000
付随事業収入	32,106,760
雑収入	9,018,373
教育活動収入計	209,056,229
人件費	143,196,157
教育研究経費	38,486,697
管理経費	35,918,970
徴収不能額等	0
教育活動支出計	217,601,824
教育活動収支差額	△ 8,545,595
受取利息・配当金	812,203
その他の教育活動外収入	0
教育外活動収入計	812,203
借入金等利息	0
その他の教育活動外支出	0
教育外活動支出計	0
教育活動外収支差額	812,203
経常収支差額	△ 7,733,392
資産売却差額	222,039
その他の特別収入	0
特別収入計	222,039
資産処分差額	0
その他の特別支出	0
特別支出計	0
特別収支差額	222,039
基本金組入前当年度収支差額	△ 7,511,353
基本金組入額合計	△ 616,019
当年度収支差額	△ 8,127,372
前年度繰越収支差額	131,178,060
基本金取崩	0
翌年度繰越収支差額	123,050,688
(参考)	
事業活動収入計	210,090,471
事業活動支出計	217,601,824

貸借対照表 (単位:円)

資産の部	
科目	2022年度
固定資産	1,326,613,124
流動資産	123,144,114
資産の部合計	1,449,757,238
負債の部	
科目	2022年度
固定負債	4,344,000
流動負債	21,859,701
負債の部合計	26,203,701
純資産の部	
科目	2022年度
基本金	1,300,502,849
繰越収支差額	123,050,688
純資産の部合計	1,423,553,537
負債及び純資産の部合計	1,449,757,238

財産目録 (単位:円)

1. 資産総額	1,449,757,238
I 固定資産	1,326,613,124
II 流動資産	123,144,114
2. 負債総額	26,203,701
I 固定負債	4,344,000
II 流動負債	21,859,701
3. 正味財産	1,423,553,537

監 査 報 告 書

2023 年 5 月 20 日

学校法人 大阪鶴見学院
理事会・評議員会 御中

学校法人 大阪鶴見学院

監 事 安 間 正 知
監 事 嶋 谷 か ね こ

私たちは、学校法人大阪鶴見学院の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条に基づいて同学院の2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）における業務及び財産の状況について、理事会その他重要会議に出席するほか、理事長から学校運営の報告を聴取し、重要書類を閲覧し、会計監査人から報告説明を受け、事業報告書及び計算書類等を調査いたしました。

監査の結果、私たちは、同学院の業務及び財産の状況に関して不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人大阪鶴見学院学園の2023年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

（注）監事安間正和及び監事嶋谷かねこ共私立学校法第38条第5項に定める外部監事であります。